

専門実践教育訓練明示書(2024年度実績)

東北学院大学 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム

2026年1月13日作成

講座の名称	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム			
実施方法	通学(土日)			
指定講座番号(15桁)	0410023		1720011	1
講座の創設年月日	2016年4月23日	過去一年の講座実績	入講者数(10人)	修了者数(9人)
	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間			
	2026年9月30日まで			
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間	147時間
1. 教育訓練目標				
取得目標とする資格の名称、目標レベル	業務独占資格・名称独占資格() 職業実践専門課程() キャリア形成促進プログラム() 専門職大学院() <input checked="" type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム(社会科学・社会) 情報通信技術関係資格() 第四次産業革命スキル習得講座() 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科() 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 なし			
に係る資格・試験等の実施機関名称	東北学院大学			
当該資格等を取得するための要件または受験資格等	以下の3つの要件を満たすこと。 120時間以上の講義を履修(受講)し、そのうち96時間以上の講義に実出席すること(履修科目を欠席した場合は、録画を視聴のうえ課題を提出する) 履修科目ごとに提出する課題の点数が合格点以上であること 最終報告会で合格の評価を得ること			
当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	【職種・職務】 社会福祉協議会職員、社会福祉法人関係者、NPO団体、ボランティア団体等 【業界と活用状況】 地域福祉が求めるニーズを発見し、そのニーズに対して提供可能な資源を発掘・把握する等、地域福祉現場におけるマッチングとコーディネートで活用されている			
2. 教育訓練の内容				
教科(カリキュラム)	時間	使用教材名		
別紙記載のとおり				
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)				
受講するに当たって必要な実務経験等	社会福祉法人等での実務経験を持つ方はなお可(必須ではない)			
受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校もしくは中等教育学校を卒業した方、または大学を受験できる資格を取得した方			
その他	地域づくりに貢献したいと考える方			

[特記事項]

--

専門実践教育訓練明示書(2024年度実績)

東北学院大学 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
前年度の修了者数	9	人			
に係る教育訓練の入講者数	10	人			
のうち目標資格の受験者数	9	人	受験率(/)	90.0	%
のうち合格者数	9	人	合格率(/)	100.0	%
(修了者数)のうち就職者数 1	0	人			
(修了者数)のうち在職者数 2	9	人			
1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含まない。 2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。					
(2) 受講修了者による講座の評価等					
回答者総数	7	人			
受講開始時の就業状況等					
1 正社員	6	人	A: 就業者計 <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> 7人		
2 非正社員、派遣社員	0	人			
3 その他の就業(自営業等)	1	人			
4 非就業	0	人			
			B: 非就業者計		
受講開始前と現在の就業先の変化			の回答数合計 Aと同数(又はそれ以下) <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> 7人		
1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	7	人			
2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる()	0	人			
3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人	A: 就業者計 <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> 7人		
1 正社員	6	人			
2 非正社員、派遣社員	0	人			
3 その他の就業(自営業等)	1	人			
4 非就業者	0	人	B: 非就業者計		
受講後の賃金変化			の回答数合計 Aと同数(又はそれ以下) <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> 7人		
1 3割以上増加した	0	人			
2 1割以上3割未満増加した	0	人			
3 1割未満増加した	1	人			
4 変わらない	6	人			
5 1割未満減少した	0	人			
6 1割以上3割未満減少した	0	人			
7 3割以上減少した	0	人			
講座の受講の効果			の回答数合計 <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> 8人		
1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	1	人			
2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人			
3 社内外の評価が高まる	2	人			
4 早期に転職・再就職できる	0	人			
5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0	人			
6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	1	人			
7 趣味・教養に役立つ	1	人			
8 その他の効果	3	人			
9 特に効果はない	0	人			
受講開始時に就業していた受講者の就業状況			の回答数合計 Bと同数(又はそれ以下) <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> 0人		
1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人			
2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人			
3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人			
4 就職していない	0	人	の回答数合計 と同数(又はそれ以下) <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> 7人		
1 大変満足	3	人			
2 おおむね満足	4	人			
3 どちらとも言えない	0	人			
4 やや不満	0	人			
5 大いに不満	0	人			
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況)、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業側の評価等)					
本プログラムの修了生からは「社内外の評価が高まる」という回答に加えて、賃金上昇につながった事例も報告されており、肯定的な評価が寄せられている。また、講座に対する全体評価に関しては、「おおむね満足」「大変満足」という回答が全体を占めており、教育訓練内容についても総合的に高い評価を得ていると言える。					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	履修科目ごとに提出する課題の記載内容等により、科目ごとの理解度・修得度を把握している。また、最終授業日に行われる報告会での発表内容により、プログラム全体の修得度・達成度を測定している。				
(通信制講座の場合)スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	該当せず				

専門実践教育訓練明示書(2024年度実績)

東北学院大学 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)	以下の2つの要件を満たすこと 120時間以上の講義を履修(受講)し、そのうち96時間以上の講義に実出席すること(履修科目を欠席した場合は、録画を視聴のうえ課題を提出する) 履修科目ごとに提出する課題の点数が合格点以上であること		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	履修科目ごとに提出する課題の記載内容等により、科目ごとの理解度・修得度を把握している。		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	以下の3つの要件を満たすこと 120時間以上の講義を履修(受講)し、そのうち96時間以上の講義に実出席すること(履修科目を欠席した場合は、録画を視聴のうえ課題を提出する) 履修科目ごとに提出する課題の点数が合格点以上であること 最終報告会で合格の評価を得ること		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	履修科目ごとに提出する課題の記載内容等により、科目ごとの理解度・修得度を把握している。また、最終授業日に行われる報告会での発表内容により、プログラム全体の修得度・達成度を測定している。		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	課題(ミニツペーパー)の記載内容に対する講師からのフィードバックを受講生に送付している。ミニツペーパーでは質問も受け付けており、それに対する回答も送付する。 また、フォローアップ体制を設け、メールでの質問・相談も随時受け付けている。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人材情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	CSWスキルアッププログラム運営会議(本プログラムの意思決定機関)に学外委員を委嘱するとともに、CSWスキルアッププログラム相談体制を設け、就職等に関する支援を行っている。		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人東北学院 (代表者名: 理事長 原田 善教)		
住所及び連絡先	宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1		TEL: 022-354-8140
施設名称及び施設長名	東北学院大学 (施設長: 学長 大西 晴樹)		
住所及び連絡先	宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1		TEL: 022-354-8140
苦情受付者	氏名 草野 正聡 所属 地域連携課	事務担当者	氏名 草野 正聡 所属 地域連携課
連絡先	TEL 022-354-8140	連絡先	TEL 022-354-8140
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (+) 100,000 円		
支払い方法	検定料: 入学料(税込額) (割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	0 円	
	出願時一括払 受講料: 受講手続き時一括払 受講料(税込額) (割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	100,000 円 (第1期 50,000 円 第2期 50,000 円 第3期 円 第4期 円) (うち、必須教材費 0 円)	
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (+ + +) 10,000 円		
	任意の教材費(税込額)	0 円	
	実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円	
	施設維持費(税込額)	0 円	
	その他(検定料)(税込額)	10,000 円	
	3. 総額 (1+2) (税込額) 110,000 円		

2024年度「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）スキルアッププログラム」開講科目（開講実績）
講師の所属・役職等は2024年度受講生募集時点の情報

分類	科目名	講師	時間			
必修科目	基礎科目	地域福祉の時代とコミュニティソーシャルワーク	阿部重樹（学校法人東北学院常任理事（総務担当））	3		
		コミュニティソーシャルワーク	村山くみ（東北福祉大学総合福祉学部准教授）	3		
		コミュニティソーシャルワーク		3		
		ケースワーク	竹之内章代（東北福祉大学総合福祉学部准教授）	3		
		社会保障制度の新たな動向	阿部裕二（東北福祉大学総合福祉学部教授）	3		
		社会保障制度の新たな動向	宮城県、仙台市	3		
		コミュニケーション基礎論とICT活用	坂本泰伸（東北学院大学情報学部教授）	3		
	必須理論	データによる社会調査・分析（社会疫学）	鈴木寿則（仙台白百合女子大学人間学部教授）	3		
		データによる社会調査・分析（社会疫学）		3		
		データによる社会調査・分析（ライフストーリー聞き取り）	黒坂愛衣（東北学院大学地域総合学部教授）	3		
		データによる社会調査・分析（ライフストーリー聞き取り）		3		
		地域の施策と資源理解	武藤哲也（（社福）宮城県社会福祉協議会地域福祉部共生社会推進課長）	3		
		地域の施策と資源理解	岩淵徳光（（社福）仙台市社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉部長）	3		
		地域社会とCSR（企業の社会的責任）	矢口義教（東北学院大学経営学部教授）	3		
		組織運営	和田正春（東北学院大学地域総合学部教授）	3		
		地域福祉活動計画	岩淵徳光（（社福）仙台市社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉部長） 佐々利春（（社福）富谷市社会福祉協議会事務局次長）	3		
		地域福祉活動計画	増子正（東北学院大学地域総合学部教授）	3		
		地域アセスメント	森明人（東北福祉大学総合マネジメント学部准教授）	3		
		選択科目	実践技法	地域福祉とファンドレイジング（遠隔授業）	久津摩和弘	3
				地域福祉とファンドレイジング（遠隔授業）	（（一社）日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET 理事長）	3
協働の手法	遠藤智栄（地域社会デザイン・ラボ代表）			3		
協働の手法				3		
ファシリテーションの実際とワークショップ運営	渡邊一馬（（一社）ワカツク代表理事）			3		
健康格差論	鈴木寿則（仙台白百合女子大学人間学部教授）			3		
傾聴の技法	阿部重樹（学校法人東北学院常任理事（総務担当））			3		
コミュニティビジネス	吉澤武志（（一社）筆南地区振興連絡協議会事務局長）			3		
臨床宗教学（聴くことの力 カフェでもんくの事例から）	金田諦應（通大寺住職）			3		
対人コミュニケーションと心理的援助	白倉瞳（東北学院大学人間科学部講師）			3		
発達障がい者支援	皆川美雪（宮城学院女子大学学生相談室准教授）			3		
ソーシャルワーク・スーパービジョン	塩村公子（佐久大学人間福祉学部非常勤講師）			3		
認知症の理解と地域支援	石原哲郎（脳と心の石原クリニック）			3		
非営利とは何か -生活と生業の支援から考えるボランティアの臨界	齊藤康則（東北学院大学地域総合学部准教授）		3			
特論演習	特論演習：高齢者支援と地域社会		西澤英之（宮城県社会福祉士会理事）	3		
	特論演習：生活困窮者支援と地域社会		後藤美枝（（一社）パーソナルサポートセンター自立相談支援部次長）	3		
	特論演習：子育て支援と地域社会		小岩孝子（（特非）FORYOU にこにこの家理事長・事務局長）	3		
	特論演習：障がい者支援と地域社会		伊藤清市（（社福）宮城県障がい者福祉協会副会長）	3		
	特論演習：精神障がい者支援と地域社会		菅原里江（東北福祉大学総合福祉学部准教授）	3		
	特論演習：SDGs と地域社会		紅邑晶子（（一社）SDGs とうほく 代表理事）	3		
	特論演習：災害とコミュニティソーシャルワーク	渡邊圭（東北学院大学情報学部講師）	3			
	特論演習：三次救急病院からの地域移行支援	澤井彰（仙台市立病院）	3			
事例研究	事例研究：仙台市におけるコミュニティソーシャルワーク	大久保環（（社福）仙台市社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係）	3			
	事例研究：南三陸町におけるコミュニティソーシャルワーク	高橋史佳（（社福）南三陸町社会福祉協議会地域福祉係長）	3			
	事例研究：柴田町におけるコミュニティソーシャルワーク	相原美由紀（柴田町地域包括支援センター管理者）	3			
	事例研究：地域活動とコミュニティソーシャルワーク	増田恵美子（富谷市 Narita マルシェ）	3			
	事例研究：成年後見制度とコミュニティソーシャルワーク	千脇隆志（社会福祉士事務所いろは）	3			
	事例研究：東京都豊島区におけるコミュニティソーシャルワーク（遠隔授業）	田中慎吾（豊島区民社会福祉協議会共生社会課長）	3			
	事例研究：ボランティア活動支援の実際	渡邊圭（東北学院大学情報学部講師）	3			
必	中間報告会（グループワーク）	渡邊圭（東北学院大学情報学部講師）	3			
	最終報告会（グループワーク）		3			

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。)その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。